

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第91条および第8条に基づいて、当事業者が〇〇 〇〇 様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	会営 二葉の里薬局(広島県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	広島県広島市東区二葉の里三丁目2番1号
指定番号	事業所番号 3440148447
代表者名	公益社団法人 広島県薬剤師会 会長 豊見 雅文
電話番号	082-567-6077

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、会営二葉の里薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	12名	・常勤者(2名) 勤務時間-午前8:30~午後5:30 ・非常勤者(1名) 勤務時間-営業時間内不定期 ・非常勤者(8名) 日・祝祭日、年末年始(12/29~1/3) 勤務時間-午前8:30~午後5:30
事務員	1名	・常勤者(1名) 勤務時間-午前8:30~午後5:30

4. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

営業日	月曜日から金曜日、日曜日、国民の祝祭日及び年末年始(12月29日~1月3日)
営業時間	月曜日から金曜日:午前8:30~午後5:30

5. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からない事や心配な事があれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

6. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- ① 居宅療養管理指導サービス提供料として
居宅療養管理指導費
 - 1 単一建物居住者が1人の場合 518単位
 - 2 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 379単位
 - 3 1および2以外の場合 342単位
 - 4 情報通信機器を用いた場合 46単位患者1人につき月4回に限り算定する。
(末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回)
- ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合 1回につき100単位(①に加算)
医療用麻薬持続注射療法を行っている場合 1回につき250単位(①に加算)
在宅中心栄養療法を行っている場合 1回につき150単位(①に加算)
注1)上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。
注2)上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。
注3)居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
 - ① 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。※上記の他、交通費が必要な場合には実費をいただきます。

8. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

公益社団法人広島県薬剤師会 事務局

- ① 連絡先:082-262-8931

